

林業普及指導事業交付金（継続）

【平成26年度概算決定額 3 5 7, 7 3 3 (3 5 7, 7 3 3) 千円】

事業のポイント

各地域の森林・林業の再生に向け、広域的かつ長期的な視点に立った森林づくりや林業活性化に関するビジョンの策定とその実現に向けた取組を推進するため、高度な知識・技術を持った林業普及指導員が市町村行政や地域関係者への指導、支援活動を行います。

<背景／課題>

- ・ 林業普及指導事業は、森林法第187条に規定する林業普及指導員を適正に配置し、林業普及指導員が森林所有者等に対し林業に関する技術及び知識の普及等を行い、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に資することを目的とするものです。
- ・ 一方、森林・林業基本計画では、地域の森林のマスタープランとなる市町村森林整備計画の策定等を行う市町村の役割が一層重要になることを踏まえて、市町村を技術面で支援する人材を育成することとし、林業普及指導員がその中心を担うべく、平成23年4月の森林法改正で市町村行政への支援が新たな業務として位置付けられるとともに、新たな業務に対応するために必要な資質の向上を図り、新たな役割に即した活動を最重点課題として積極的に取り組むことが必要です。

政策目標

森林所有者や林業事業者の経営力や技能等の向上を図ります。

<内容>

市町村や森林所有者等への林業に関する技術や知識の普及・指導を行う普及事業の推進
林業普及指導事業は、森林法に基づき、国と都道府県が協同して実施しています。

国が都道府県に対して交付金を交付し、都道府県が技術の専門家である林業普及指導員を設置して、市町村、森林所有者等への技術・経営指導体制の確保を図ります。

本事業により、森林・林業基本計画の推進等に係る林業普及指導員の活動を重点的に進めます。

<交付率>

定 額

<交付先>

都道府県

[担当課：林野庁研究指導課]